

山形県商工業振興資金融資制度

「地域経済変動対策資金 (物価高騰)」

急激な物価高騰の影響を受け、経営に支障をきたしている県内中小企業者は、地域経済変動対策資金（物価高騰）を利用することができます。

1. 地域経済変動対策資金の貸付条件

貸付対象者	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者で、物価高騰により、経営の安定に支障をきたしているものとして県の認定を受けたもの ※経営の安定に支障をきたしているとは 物価高騰の影響により、①・②のいずれかに該当する方 ① 最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少 ② 最近3か月の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比して5%以上減少
資金の使途	経営の安定に必要な運転資金
利率	年1.6%(固定)
貸付限度額	1億円(運転資金)
貸付期間	10年以内(うち据置2年以内)
保証料率	信用保証協会の定めるところ ※県と市町村が保証料を支援し、事業者負担を軽減 セーフティネット保証5号：0% 商工業振興資金保証第2項：0.15%～0.61%
担保・保証人	金融機関の定めるところ
認定機関	県(商業振興・経営支援課)
取扱期間	令和6年4月1日～

2. 申込窓口

◎山形県商工業振興資金の取扱金融機関が申込窓口です。

山形県内に本店を持つ銀行・信用金庫・信用組合、

七十七銀行・北都銀行・東邦銀行・商工中金の県内各支店

※融資に際しては金融機関の審査があり、ご希望通りにならない場合もありますので
ご了承ください。